

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年11月1日
綾町長 松本 俊



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集 1-1	綾町大字南俣字 大谷 5772-1	14- ア- 13	山林	0.16	6年間(令和11年3月31日) 公告日を含む年度の翌年度の初日から 起算して5年を経過する日まで。	
集 1-2	綾町大字南俣字 大谷 5756-1、 " 5757、 " 5757-1	14- ア- 10	山林	0.41	6年間(令和11年3月31日) 公告日を含む年度の翌年度の初日か ら起算して5年を経過する日まで。	

2 縦覧場所

綾町農林振興課 (所在地: 綾町大字南俣 1128 番地 電話: 0985-77-0100)

綾町ホームページ (URL: <https://www.town.aya.miyazaki.jp/soshiki/nourinsinkou/7109.html>)

3 本公告により、綾町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上